

ローンカード規定
(富山事業者カードローンサービス)

1. (カードの発行)

富山事業者カードローン・カード(以下「カード」といいます)は、富山事業者カードローン契約者(以下「契約書」といいます)にもとづき当行が発行するものとします。

2. (カードの利用)

カードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます)を使用して当座貸越借入金の払出しを行う場合に利用することができます。

3. (支払機による払出し)

- (1) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機による払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合、払出し金額と後記に規定する支払機利用手数料金額との合計額が、貸越極度額を超えるときはその払出しができません。

4. (支払機使用に係る手数料)

- (1) 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、当行および提携先所定の支払機利用手数料をいただきます。
- (2) 支払機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し時に払戻請求書なしで当座貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先の支払機利用手数料は当行から提携先に支払います。

5. (支払機故障時の取扱い)

停電、支払機の故障その他やむを得ない事故が生じた場合にはカードの使用ができません。この場合、復旧までお待ちいただくことになります。

6. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人(本規定で本人とは第1条の取引の名義人であって、当行にその取引の申込をされた方をいいます)に、交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- (4) 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って入力した場合は、カードの利用ができなくなります。
- (5) 第2項の使用されるおそれが生じた場合または使用された場合には、本人(その事情を知る関係者含みます)から当行所定の書類を提出していただき、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況などについての当行の調査に協力していただくものとします。この協力をいただけないときは所定の法律の規定にもとづきそのことによる不利益を本人に負担していただく場合があります。

7. (偽造カード等による払出し等)

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

8. (盗難カードによる払出し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします) 前の日以降になされた払出しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます)を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金の払出しが最初に行われた日)から、2年を経過する日に行わ

れた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

10. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当初所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

11. (カード期限)

(1) 契約書に定める期限をカード期限とします。

(2) 契約書に定める当行との約定により取引期限が延長された場合には、カード期限は自動的に延長するものとします。

(3) 契約書に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のカードはカード期限のいかんにかかわらず無効とします。

12. (解約、カードの利用停止等)

(1) この取引の解約または終了に際しては、カードを直ちに当店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第13条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

13. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、契約書により取扱います。

15. (規定の変更)

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。

また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。

以 上